秋田県内の公的機関・民間事業者 様

秋田青少年·障害者問題調査研究所 所長 瀬田川 栄一

障害のある方への「合理的配慮」に関するアンケート調査について(依頼)

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、弊研究所では、障害のある方の「合理的配慮」の充実に資するため、次の通りアンケート調査を実施することといたしました。

ご多用の折、恐縮ではございますがご協力たまわりますようお願い申し上げます。

1 調査の目的

2016年障害者差別解消法が施行され、障害者に対する差別的対応の禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。この法律は2021年5月に改正され、それまで民間事業者にとって努力義務であった合理的配慮の提供が義務規定となり2024年4月から施行されています。これらの状況に鑑み、秋田県内の事業者及び障害者の合理的配慮に関する実態を調査するとともに、先進事例を収集し、情報発信することにより、社会全体で合理的配慮に係る意識の向上に資することを目的とします。

2 調査の方法

(1) 対象

秋田県及び市町村の公的機関及び民間事業者

- (2)調査内容
 - ①事業所における合理的配慮等の認知度
 - ②合理的配慮の提供に関する事例・要望等
- (3) 方法

Webアンケート調査 (以下のURL又はQRコードからアンケートフォームにお入りください) https://x.gd/iCKvR

(4) 回答期限

令和6年9月30日(月)までご回答くださいますようお願いいたします。

3 ご回答いただいた内容の取扱い及び倫理的配慮

ご回答いただいた内容は、弊研究所の障害者部会において分析し、報告書としてまとめる予定です。なお、本調査で得られた回答については、主に統計的に処理することを原則とし、回答者個人が特定されるような公表は一切いたしません。

4 その他

ご不明の点は、担当(障害者部会委員長)宛てお問合せくださいますようお願いいたします。

【担当】〒010-8502 秋田市手形学園町1-1 秋田大学大学院教育学研究科 藤井慶博

TEL&FAX 018-889-2596 (直通) E-mail fujii-yoshihiro@ed. akita-u. ac. jp